

いの町告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）のうち、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間にいの町が実施する建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のとおり定める。

令和7年10月1日

いの町長 池田牧子

第1 入札参加資格者

競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を含む。以下「資格審査」という。）を受け、いの町一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者とする。

第2 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

第3 資格審査基準日

資格審査は、令和7年10月1日を審査基準日として実施する。

第4 資格審査

資格審査は、原則として2年ごとに実施するものとする。資格審査は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であつて資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

資格審査を申請しようとする者は、令和7年11月30日の午後10時までに、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱（令和5年11月高知県告示第710号）に定めるところにより、申請を行わなければならない。

第5 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査結果は、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査を申請した者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

また、資格者名簿は、いの町本庁舎1階情報コーナーの閲覧所において、閲覧に供する方法により公表する。

第6 申請内容の変更の届出

資格審査を申請した者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があったときは、直ちに、高知県入札参加資格共同電子申請システムから変更事項を届け出なければならない。

第7 入札参加資格の取消し

町長は、有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

- (1) 建設業の許可を取り消されたとき。
- (2) 資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者、破産者で復権を得ない者。
- (4) 次のいずれかに該当する者。

ア 暴力団

イ 暴力団員等 暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の者で、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力する者をいう。）をいう。

ウ ア及びイに掲げる者以外の者であって、次のいずれかに該当する者として町長が認めるもの

- (ア) 役員等が暴力団員等に該当する者
- (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者

- (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
 - (キ) 役員等が、町との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用している者
 - (ク) (ア) から (キ) までに掲げる者のほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 入札参加資格を辞退したとき。
- (6) 建設業の許可の更新を受けずに当該建設業の許可の有効期間が満了したとき。

第8 資格審査の等級区分

有資格者のうちの町内に主たる営業所を有する建設業者の資格者名簿の工事種別は、建設業法別表の区分に従い、次に掲げる資格審査事項について審査した結果及び地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する事項を総合的に勘案して、土木一式工事、建築一式工事及びその他の建設工事についてA、B及びCの3等級にそれぞれ区分して格付けする。資格審査による格付けは、指名競争入札について行うものとし、一般競争入札の資格審査による格付けは行わない。また、有効期間中は、格付けの変更は行わない。